

伯耆町町政提案実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町政への町民参画を推進し、町民の町政に対する建設的な提案を積極的に町の施策に反映させるため、町政提案箱設置事業を実施し、もって町政の発展に資することを目的とする。

(提案の方法)

第2条 提案は、指定の用紙(様式第1号)を次に掲げる場所に設置した提案箱へ投函するものとし、随時受け付けるものとする。

- (1) 役場本庁舎及び分庁舎
- (2) 公民館(伯耆町立公民館条例(平成17年伯耆町条例第93号)第2条に掲げる公民館をいう。)
- (3) 岸本保健福祉センター
- (4) 総合スポーツ公園(B&G)

2 提案者は、提案をする際には、その内容のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 提案者の住所、氏名
- (2) 電話番号

3 前項の記載の無い提案については、原則無効とする。

(提案の処理)

第3条 提出された提案は、企画課で受理し、町政提案処理簿(様式第2号)を作成の上、次のとおり処理するものとする。

- (1) 企画課長は、提案を町長の閲覧に供するとともに、提案の内容に係る事務を所管する担当課長にその処理を依頼する。
- (2) 担当課長は、提案に対する意見及び処理方針について町長の決裁を得るものとする。
- (3) 企画課長は、前号の処理について担当課長に意見を述べる事が出来る。
- (4) 担当課長は、第2号の規定により町長の決裁を得たときは、提案に対する意見及び処理方針を町政提案処理報告書(様式第3号)により企画課長に報告するものとする。
- (5) 企画課長は、提案の内容に係る事務を所管する課が2つ以上の課にわたるものについては、関係課長と協議の上、処理する課長を決定するものとする。
- (6) 第1号の規定により担当課長に処理を依頼し、又は、第5号の規定により処理する課長を決定することができない提案については、企画課長が処理するものとする。

2 提出された提案が次の各号のいずれかに該当する場合は、回答しないことができる。

- (1) 特定の個人又は団体の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- (2) 特定の個人又は団体を誹謗（ひぼう）、中傷又は差別するもの
- (3) 特定の個人又は団体の権利又は利益を侵害するもの
- (4) 内容が、法令又は町の条例等に違反し、又は違反する恐れのあるもの
- (5) 内容が、公序良俗に反するもの
- (6) 内容が、営利を目的としたもの
- (7) 内容の趣旨が不明確又は事実を確認することができないもの
- (8) その他回答しないことが適当と認められるもの

(処理状況の取りまとめ等)

第4条 企画課長は、毎月1回以上、提案箱を確認し、速やかに取りまとめ、町長に報告するものとする。

(提案報告書)

第5条 企画課長は、毎年度1回当該年度に処理した提案を取りまとめて報告書を作成し、各所属長に送付するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日告示第13号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月6日告示第36号）

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第39号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

町政提案《町長への手紙》

提案項目		日付	年 月 日		
住所	〒 — 伯耆町	電話	() —		
氏名		年齢	歳代	性別	
ご意見・ご提言				
				
				
				
				
				
				
				
				
				
				
				
				
				
				

1 お寄せいただいた意見等については、町ホームページなどに氏名等の個人情報を除いて掲載させていただくこともありますので、ご了承ください。

2 町政提案についてのご意見、お問い合わせは下記宛にご連絡ください。

問合せ先：

〒689-4133 伯耆町吉長37番地3 伯耆町企画課町づくり推進室

電話：68-3113 FAX：68-3866

